

岡山市環境保全条例施行規則第8条第1項第2号に規定する公害防止計画書

当該建築物に係る公害防止計画については、以下のとおりです。

1. 大気汚染防止対策

適切なばい煙処理装置を選定、設置します

その他（ ）

対象外

2. 騒音防止対策

騒音を生じる施設は騒音防止対策を施した屋内に設置します

その他（ ）

対象外

3. 振動防止対策

振動を生じる施設はコンクリート基礎上に設置します

その他（ ）

対象外

4. 悪臭防止対策

適切な悪臭処理装置を選定、設置します

その他（ ）

対象外

5. 水質汚濁防止対策

適切な水処理施設を選定、設置します

その他（ ）

対象外

上記対策を取り、若しくは、対策の必要がないと判断した場合においても、公害に係る苦情等が生じた場合は、適切な措置をとり、その解決にあたります。